

「山地災害危険地区」とは、梅雨前線豪雨、台風期の豪雨、集中豪雨等で山腹崩壊や土石流等が発生するおそれのある森林で山腹面や溪流等を一定の要件を付して調査して整理したものです。

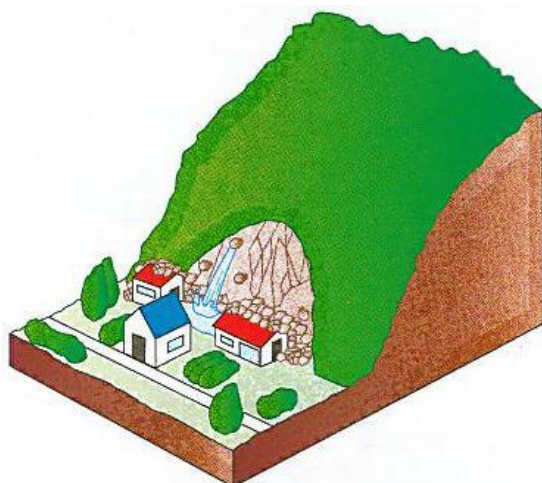
当該危険地については、山地災害防止の観点から都道府県(及び国)が治山事業を計画的に実施するとともに、市町村に対して、市町村地域防災計画への掲載と人命保護の観点から地域住民への周知を図るよう指導しており、関係機関の連携によって警戒避難体制の確立等災害の防止軽減に努めることとしています。

調査は、山腹傾斜角、地況・林況、地質特性、災害特性、荒廃現況及び保全対象の有無、東南海地震の影響等であり、これらを地形図等で数値化し、調査地の危険度を判定しています。

山地災害危険地区とは、次のような **3** つの分類で区分されています。

山腹崩壊危険地区

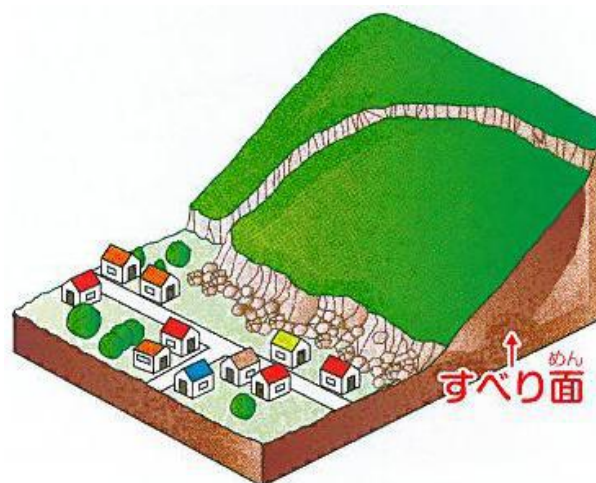
山腹崩壊により人家や公共施設に被害を与えるおそれがある地区



府内 6 8 0 箇所

地すべり危険地区

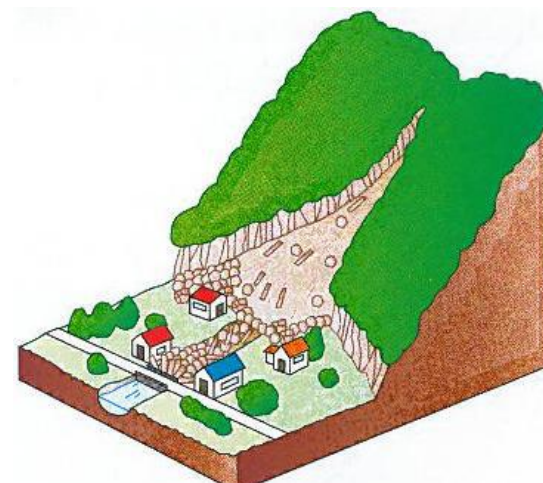
地すべりが発生するおそれのある区域のうち、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区



府内 3 箇所

崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある地区



府内 6 6 0 箇所